総合特別区域法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年十二月二十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百五十三号

総合特別区域法施行令の一部を改正する政令

内閣は、総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十二条の二第十三項及び第十四項の規定に基づき、この政令を制定する。

総合特別区域法施行令（平成二十三年政令第二百四十三号）の一部を次のように改正する。

第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

（権限の委任）

第四条　法第二十二条の二第一項及び第三項、同条第四項において準用する道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第五十九条第三項及び第六十六条第二項（第二号に係る部分に限る。）並びに法第二十二条の二第五項に規定する国土交通大臣の権限は、指定自家用貨物自動車の使用の本拠の位置を管轄する地方運輸局長に委任する。

2　前項の規定により地方運輸局長に委任された権限は、指定自家用貨物自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長に委任する。

附　則

この政令は、総合特別区域法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五十三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年三月三十一日）から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

国土交通大臣　太田　昭宏

公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年十二月二十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百五十四号

公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、公益通報者保護法（平成十六年法律第百二十二号）別表第八号の規定に基づき、この政令を制定する。

公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第四百三十五号を第四百三十六号とし、第四百三十四号の次に次の一号を加える。

四百三十五　移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律（平成二十四年法律第九十号）

附　則

この政令は、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律（平成二十四年法律第九十号）の施行の日（平成二十六年一月一日）から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

厚生労働大臣　田村　憲久

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年十二月二十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百五十五号

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）別表第一第七十五号の規定に基づき、この政令を制定する。

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令（平成二年政令第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中第九十二号を第九十五号とし、第六十一号から第九十一号までを三号ずつ繰り下げ、第六十号を第六十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

六十三　［一―（五―フルオロペンチル）―一Ｈ―インドール―三―イル］（二・二・三・三―テトラメチルシクロプロパン―一―イル）メタノン及びその塩類

第一条中第五十九号を第六十一号とし、第二十九号から第五十八号までを二号ずつ繰り下げ、第二十八号を第二十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十　三―［（一Ｒ・二Ｒ）―三―（ジメチルアミノ）―一―エチル―二―メチルプロピル］フェノール（別名タペンタドール）及びその塩類

第一条中第二十七号を第二十八号とし、第六号から第二十六号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六　二―エチルアミノ―一―（三・四―メチレンジオキシフェニル）プロパン―一―オン及びその塩類

附　則

この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

厚生労働大臣　田村　憲久

内閣総理大臣　安倍　晋三

自衛隊法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年十二月二十日

内閣総理大臣　安倍　晋三